

令和 7 年度

新治浄配水場外蓄電池及び
インバータユニット更新工事

特 記 仕 様 書

土浦市建設部水道課

目 次

第1章 一般仕様	1-1
第1節 一般事項	1-1～4
第2章 電気設備工事	2-1
第1節 既設更新工事仕様	2-1
第3章 試験及び検査	3-1
第1節 一般事項	3-1
第2節 試験及び検査	3-1

第1章 一般仕様

第1節 一般事項

1. 本仕様は、土浦市建設部水道課新治浄配水場外蓄電池及びインバータユニット更新工事に関するものである。
2. 請負者は契約条項を遵守し、電気設備に関する技術基準および関連規定に違反せず、また、本特記仕様書ならびに設計図書に基づき定められた期間内に完全に施工すること。
3. 本工事請負人は、関係諸官庁、電力会社に対する一切の手続きを行うと共に、常に密接な連絡を保ち、電気使用開始に支障のないようにしなければならない。これに必要な経費は請負人の負担とする。
4. 製作施工の詳細に関しては、あらかじめ監督職員の承諾を得てその指示に従うこと。
工期に支障をきたす特別事由が発生した時は、その都度監督職員に報告し、工程変更に関して承諾を受けること。
5. 本工事の施工上必要あれば実施工事図を提出して監督職員の承諾を得て変更することができる。
6. 請負人はこの工事契約後速やかに主任技術者および現場代理人を定めて監督職員に届けなければならない。
7. 本工事について請負者は次の工事関係書を各2部提出し監督職員の承諾後製作に着手すること。
なお、これに要する費用は請負者の負担とする。
 - (1) 承諾図
 - 1) 機器外形図、詳細図
 - 2) 機器配置図
 - 3) その他監督職員の指示するもの
 - (2) その他
 - 1) 維持管理に必要な操作説明図書
 - 2) 各種機器試験成績表
 - 3) 各種機器取扱説明書
 - 4) 設備完成図

8. 法令、条例等の適用

請負者は、仕様書に記載する各種工事を下記の関係法令に従い、誠実に完全な施工を行うこと。

- (1) 電気事業法・電気設備技術基準・内線規程
- (2) 建築基準法
- (3) 公衆電気通信法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 建設業法
- (6) 消防法
- (7) 電気用品取締法
- (8) 電力会社供給約款
- (9) 日本産業規格 (J I S)
- (10) 電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (11) 日本電機工業会標準規格 (J E M)
- (12) 日本電線工業会標準規格 (J C S)
- (13) 日本照明器具工業会規格 (J I L)
- (14) 日本水道協会規格 (J W W A)
- (15) 日本蓄電池工業会規格 (S B A)
- (16) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
- (17) その他法令、規格

9. 施工の保証

本工事の保証期間は工事竣工後2ヶ年とする。

保証期間中に請負人の責任とみなされる原因によつての事故が発生 (破損、変質、性能低下等) した場合請負人は監督職員が指定する期間内に請負人の負担においてこれを改修しその他必要な措置を施すこと。

10. 指定製造業者

電気機器等の製造等は各製造業者のリストを提出して承諾を受けるものとする。

11. 本工事竣工までの機器等の保管の責任は、請負人にあるものとする。

12. 本工事竣工前に機器の操作説明資料を作成し、その旨現場説明会を数回に分けて実施する。

13. 機器更新の大岩田配水場の運転管理・切換作業・試運転

新治浄・配水場外の設備において、工事期間中の設備切換等で発生する既設設備の運転切換操作および運転管理については発注者にて管理し、その他工事上発生する切換作業・試運転については請負者にて実施するものとする。

1 4. 提出書類

・契約後速やかに提出するもの

下請負届	1 部
現場代理人及び主任（監理）技術者選任通知書	1 部
工程表	1 部
工事カルテ（CORINS）受注登録内容確認書	1 部
前払金請求書	1 部

・着工前に提出するもの

着工届	1 部
総合施工計画書	1 部
仮設計画書（仮設計画図）	1 部
全体予定工程表	1 部
施工体制台帳の写し	1 部
施工体系図の写し	1 部
火災保険証書の写し	1 部
建退共証紙購入状況報告書 （又は建退共済証紙（無購入・購入遅延）理由書）	1 部

・施工 2 週間前に提出するもの

下請負変更届（追加、変更、訂正時）	1 部
施工計画書・施工要領書 （産廃は産廃業者の許可証写し及び契約書写し産廃運搬経路図含む）	1 部
施工図	1 部
材料承諾願	1 部

・施工後速やかに提出するもの

材料検査調書（指定材料のみ）	1 部
各種報告書 （施工結果報告書、現場試験結果報告書、立会検査報告書）	1 部

・定時に提出するもの

3 週間工程表	1 部
月間工程表	1 部
前回打合せ議事録	1 部

・工事完成時に提出するもの

工事完成届	1 部
工事カルテ（CORINS）竣工登録内容確認書	1 部
完成図（A 3 白焼きバラ）	1 部
工事写真（施工前・施工中・完成）	1 部
工事写真データ（写真帳形式）	3 部
出荷証明書（納品伝票写し）	1 部
マニフェストE票写し	1 部
建退共受払簿	1 部
試験成績書（メーカー試験成績書）	1 部
着工前に提出した書類まとめ	1 部
施工2週間前に提出した書類まとめ	1 部
施工後速やかに提出した書類まとめ	1 部
定時に提出した書類まとめ	1 部

・管財課工事検査合格後に提出するもの

工事目的物引渡書	1 部
請求書	1 部
完成図（製本 文字入り A 3）	2 部
完成図（C A Dデータ：sfc、DXF、PDF 形式）	2 部
引渡し物（鍵、キーボックス、備品、付属品等）	1 部
建築物等の利用に関する説明書（取扱い説明書等）	1 部

1 5．その他事項

- ・契約後速やかに工事看板（市様式）を設置すること。（位置は打合せによる）
- ・提出書類は、市所定の様式を使用すること。（様式は市 HP よりダウンロード可）
- ・主要資材の搬入搬出時及び工程ごとに監視職員の立会いを行う。
- ・工事に関する試験費用、工事用電力、工事用水に係る一切の費用は請負者負担とする。
- ・官公署への手続きが必要な場合は速やかに行う。なお、手続きに必要な費用は請負者負担とする。
- ・工事工程は施設管理者及び監督職員と協議のうえ計画すること。
- ・写真は大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方により撮ること。
- ・内容について不明の箇所は随時、管理者及び市係員と十分打合せのうえ作業を進めること。
なお、質疑等は書面にて提示すること。

第2章 電気計装設備工事

第1節 既設設備更新工事仕様

概要：新治浄配水場外の蓄電池及びインバータユニットの製造者推奨交換時期を超過しているため更新するもの。

(1) 蓄電池更新工事（更新に伴う雑材含む） 1式

【新治浄配水場】

①直流電源盤内蓄電池（STL-A-50-12 同等品以上）… 9 個

既設型式(株)GSユアサ製 STL-A-50-12

②ミニUPS（YUMIC-SHD080AP1 同等品以上）… 1 個

既設型式(株)GSユアサ製 YUMIC-SHD080AP1

③非常用発電設備始動用蓄電池（UP165-24A 同等品以上）… 2 個

既設型式エナジーウィズ(株)製 UP165-24A

【右舳配水場】

④緊急遮断弁制御盤内蓄電池（SAU-A502SS11 同等品以上）… 1 個

既設型式(株)GSユアサ製 SAU-A502SS11

⑤非常用発電設備始動用蓄電池（REH24-12 同等品以上）… 4 個

既設型式(株)GSユアサ製 REH24-12

【神立配水場】

⑥ミニUPS（MC-10K 同等品以上）… 1 個

既設型式日立化成(株)MC-10K

⑦非常用発電設備始動用蓄電池（REH70-12 同等品以上）… 2 個

既設型式(株)GSユアサ製 REH70-12

(2) インバータユニット更新工事（更新に伴う雑材含む） 1式

【新治浄配水場】

既設配水ポンプ型番(株)日立製作所製 GMU-MV 150×2-530 INW

既設配水ポンプモータ型番(株)日立製作所製 VTII-KK

①上記ポンプ用インバータ更新工事… 2 台

P1-0185-LFF 同等品以上

200V・30kW電動機用

既設型式(株)日立製作所製 SJ300

②上記ポンプ用コンバータ更新工事… 2 台

SRG310-370LF 同等品以上

200V・30kW電動機用

既設型式(株)日立製作所製 RG300

③上記ポンプ用零相リアクトル… 2 台

(3) その他上記に伴う諸工事及び試験調整

（更新する機器の撤去及び産業廃棄物処分含む）

第3章 試験及び検査

第1節 一般事項

機器の製作完了後、現場において監督員の立会いのうえ、試験及び検査を行う。

また、必要なものについては、関係官庁の試験及び検査を受けなければならない。

検査は、本仕様書、設計図書、承諾書に基づくほか、J I S、J E M、J E C等試験項目のあるものはそれに準拠する。

1. 試験の日時、検査場所、試験項目、方法等については立会試験実施日より遅くとも10日前迄に書面をもって市へ2部提出し、承諾を得るものとする。
2. 試験を省略された機器についても、監督員の指定したものについては試験成績表を提出するものとする。
3. 機器の試験検査は原則として、監督員の立会いのもとに行うが、当該機器が公認の規格により汎用品である時は、その試験成績表を提出して承諾を受けるものとする。
4. 試験に要する費用はすべて請負人の負担とする。

第2節 試験及び検査

1. 現場試験

- (1) 構成、外観、寸法検査
- (2) 機器の据付、取付状況検査
- (3) 操作試験及び運転試験
- (4) その他監督員が指定する検査及び試験